

薬剤師問題検討会運営要綱

平成14年6月5日

厚生労働省医薬局

1 目的

薬学教育の延長(薬学教育6年制)等、薬剤師養成問題に係る諸問題については、文部科学省等の関係者ととも、平成8年より薬剤師養成問題懇談会(6者懇)において議論を行ってきたが、平成14年1月に薬剤師の質の向上を目指した具体的な課題が提示されたため、これら具体的な課題について必要な検討を行い、もって薬剤師のさらなる資質の向上を図ることを目的とする。

2 検討事項

検討会の検討事項は、下記のとおりとする。

- (1) 薬剤師の需給について
- (2) 薬剤師国家試験の受験資格の見直しについて
- (3) 薬剤師国家試験の内容の見直しについて
- (4) その他、薬剤師の資質向上に関する事項

3 構成

- (1) 検討会は、学識経験のある者から構成し、そのうちから座長1名を選任する。
- (2) 検討会には特に高い専門性が要求される事項について検討を行うために、限られた人数で検討することができる。
- (3) 検討会は、必要に応じて、検討課題ごとに関係者からの意見を聴取することができる。

4 検討会の運営等

- (1) 検討会は、必要に応じ、厚生労働省医薬局長が招集する。
- (2) 検討会は、原則として公開にて行う。

5 期間

この検討会の開催期間は、平成14年6月より平成15年3月とする。

6 庶務

検討会の庶務は、厚生労働省医薬局総務課が行う。

「薬剤師問題検討会」出席者名簿

(五十音順)

- 井部 俊子 聖路加国際病院副院長・看護部長
- 内山 充 日本薬剤師研修センター理事長
- 尾形 裕也 九州大学大学院医学研究院教授
- 奥田 秀毅 塩野義製薬株式会社取締役
- 桐野 豊 東京大学大学院薬学系研究科教授・研究科長
- 佐藤 登志郎 北里大学学長
- 佐村 克己 社団法人日本薬剤師会副会長
- 菅谷 忍 社団法人日本医師会常任理事
- 全田 浩 社団法人日本病院薬剤師会会長
- 辻 章夫 昭和大学名誉教授
- 橋田 充 京都大学大学院薬学研究科教授・研究科長
- 林 正弘 東京薬科大学薬学部教授
- 藤上 雅子 柏戸病院薬剤科顧問
- 南 砂 読売新聞社編集局解説部次長
- 座長

薬剤師問題検討会開催経過

- 第1回 日時：平成14年6月5日(水) 10:00~12:00
議事：
○ 薬剤師養成問題の経緯
○ 薬剤師の需給について
○ その他
- 第2回 日時：平成14年7月31日(水) 10:00~12:00
議事：
○ 薬剤師の需給について
○ 薬剤師の業務について
○ その他
- 第3回 日時：平成14年9月27日(金) 10:00~12:00
議事：
○ 薬剤師の需給について
○ 実務実習の環境整備について
○ 薬剤師国家試験の受験資格の見直しについて
○ 実務実習における調剤の法的許容範囲等の明確化について
○ その他
- 第4回 日時：平成14年11月29日(金) 10:00~12:00
議事：
○ 薬剤師国家試験の受験資格の見直しについて
○ 薬学生の実務実習における調剤行為の法的な検討について
○ 製薬企業における薬剤師の役割
- 第5回 日時：平成14年12月20日(金) 10:00~12:00
議事：
○ 日本薬学会 薬学教育モデル・カリキュラム 薬学教育実務実習・卒業実習カリキュラム について
○ 薬剤師国家試験の受験資格の見直しについて
○ 薬剤師国家試験について
○ その他
- 第6回 日時：平成15年1月31日(金) 14:00~16:00
議事：
○ 海外の薬剤師養成について
○ 薬剤師国家試験の受験資格の見直しについて
○ その他
- 第7回 日時：平成15年2月28日(金) 10:00~12:00
議事：
○ 実務実習について
○ 生涯研修の充実について
- 第8回 日時：平成15年3月19日(水) 10:00~12:00
議事：
○ これまでの論点整理について
○ 医学部卒前教育での臨床実習について
○ 薬剤師の役割について

薬剤師問題検討会における検討状況について

1. 薬剤師として必要な能力について

- 薬剤師を取り巻く環境の大きな変化に伴い、有効かつ安全な薬物療法の推進、地域医療・保健への貢献、医薬品の開発などの分野において、医療の担い手としての役割が求められている。
- そのため、薬物療法の科学的な有効性、安全性等の総合的な評価と説明能力や、医療におけるリスク管理能力等を充実させる必要がある。
- 創薬等の分野で業務に就いている薬剤師についても、医療人としての資質を向上させることが求められている。

2. 薬剤師国家試験の受験資格の見直しについて

(1) 薬剤師国家試験受験資格について

- 「薬剤師として必要な能力」を将来にわたって発展させるために必要となる基礎的知識・技能・態度について教育を受けた者に、薬剤師国家試験の受験資格を与えるべきである。

(2) 薬学教育カリキュラムについて

- 薬学教育カリキュラムは、特に臨床に関する知識・技能・態度に関する項目を充実させる必要がある。
- 参加型の十分な実務実習を行うためには、最低6ヶ月程度の実習期間が必要である。
- 日本薬学会が作成した『薬学教育モデル・コアカリキュラム 薬学教育実務実習・卒業実習カリキュラム』は、これらの側面が充実しており、薬剤師国家試験の受験資格として、このカリキュラムを修了していることが最低限必要である。

(3) 薬剤師養成としての薬学教育の修業年限の考え方について

- 薬剤師養成としての薬学教育は、6年間の教育期間が必要であり、医療人としての一貫した内容の教育課程とするべきである。

3. 長期実務実習について

- 薬局・病院における長期実習は、現状における受け入れ状況や受け入れ体制の整備に関する取り組みから考えて、数年程度の準備期間があれば十分対応可能である。
- 実習の指導者を計画的に育成することが重要である。
- 医師、看護師等をはじめとする関係者の幅広い協力を得ながら行うべきである。
- 学生が実務実習を行う前提として共用試験を実施することにより、より質の高い実務実習を行うことができる。

4. 生涯研修について

- 現在行われている生涯研修をさらに活性化させるとともに、それらの相互調整を図ることを検討するべきである。